

# 建設共同企業体協定書（甲）等の提出について

## ●協定書内訳・作成部数

### 1. 協定書の内訳書類について

- ①「建設工事共同請負入札参加資格審査申込書」
- ②「建設共同企業体協定書（甲）」
- ③「委任状（共同企業体構成員→共同企業体代表者用）」
- ④「委任状（本社→支店用）」※該当する場合のみ
- ⑤「使用印鑑届」※該当する場合のみ

区提出分については、①を表紙として②～⑤の順番に袋綴じにして1部作成して下さい。  
表面と裏面の袋綴じ部分に割印を押してください。  
各構成員分については、②のみ袋綴じにして構成員数分を作成して下さい。  
表面と裏面の袋綴じ部分に割印を押印して下さい。

### 2. 作成部数について

- 2社JVの場合・・・「建設共同企業体協定書（甲）」⇒3部作成し、区に1部提出して下さい。  
3社JVの場合・・・「建設共同企業体協定書（甲）」⇒4部作成し、区に1部提出して下さい。

## ●注意事項

### 1. 共通事項

- ・提出書類に記載する共同企業体の名称は統一して下さい。
- ・結成日・書類作成日等は同一日とし、他の書類と統一して下さい。

### 2. 「建設工事共同請負入札参加資格審査申込書」、「建設共同企業体協定書（甲）」について

- ・構成員は本社の所在地、名称、代表者を記載し、実印を押印して下さい。
- ・協定書の作成通数は、共同企業体の構成員数を記載して下さい。  
（例：3社JV→3通、2社JV→2通）

### 3. 「委任状（共同企業体構成員→共同企業体代表者用）」について

- ・共同企業体の全構成員（共同企業体代表者を含む）から共同企業体代表者への委任状です。
- ・共同企業体構成員、受任者共同企業体代表者、受任者印鑑欄へは、本社の所在地、名称、代表者名を記載し、実印を押印して下さい。

### 4. 「委任状（本社→支店用）」について

- ・共同企業体代表者が代理人（支店、営業所等）を選任する場合に提出が必要となります。
- ・受任者となることができるのは、荒川区に入札参加資格登録をしている代理人（支店、営業所等）に限ります。
- ・委任者は実印を押印し、受任者は受任者印鑑欄へ代理人印を押印して下さい。

### 5. 「使用印鑑届」について

- ・共同企業体代表者が実印以外の印鑑を使用する場合に提出が必要となります。  
（ただし、協定書の内訳書類のうち、①、②、③、⑤については実印を押印して下さい。）  
（上記4により、共同企業体代表者が代理人を選任する場合は、提出は不要です。）

荒川区管理部経理課契約係  
電話（代表）03-3802-3111  
（内線2261～2264）